

妙高市総合体育館利用についてお願い

1. 施設利用の手続き

- 施設を利用する場合は、受付で手続きを済ませて許可を受けてから利用してください。
- 用具、備品等を使用する場合は、別紙使用願いに記入し、許可を受けてから使用してください。

2. 施設利用の禁止事項

- 指定された場所以外での飲食・喫煙は禁止とします。
- 火気の使用や酒類・危険物・動物等の持ち込みは禁止します。
- 指定場所以外への立ち入りは禁止します。
- 指定場所以外への駐輪、駐車は禁止します。
- 公の秩序または善良な風俗を乱し、他人に迷惑を及ぼす行為を禁止します。
- 暴力団の利益になると認められる組織的な活動のための利用はお断りします。
- 施設内での盗難や損傷等については、その賠償の責任は負いません。

3. 施設利用の注意事項

- 許可を受けた目的以外の利用はできません。施設内は職員の指示に必ず従ってください。
- 利用前の準備や利用後の原状回復、整理整頓は利用者が責任を持って行ってください。
- 利用時間は準備から後片付けまでを含みます。
- 貴重品の管理はロッカーを利用するなどして自己責任で行ってください。
- 施設内の備品や用具を破損紛失された場合は、原状復帰又は同等品を弁償していただきます。
- ご自身で使用する道具・荷物等を施設内に置くことはできません。
- 施設利用時間が30分に満たない場合は、30分とみなします。
- 未就学児の施設利用の際は、保護者同伴での利用となります。

4. 申請時の注意事項

①予約・申請の手続きについて

- 予約と同時に申請をし、使用料を前納していただきます。なお遠方の方の場合、電話での仮予約も受け付けますが、料金納付時点で正式受付となります。納付までの間に他者から申し込みがあり納付された場合、前者の受付は取り消しとなります。仮予約は10日で無効です。
- 予約受付は、利用日の120日前から連続5日まで予約可能です。

②キャンセル及び使用料返還の取扱いについて

- 使用日の15日前までにキャンセルの申し出があった場合は、使用料の半額をお返します。使用日の15日前を過ぎてしまった場合は、使用料の還付はできませんのでご注意ください。（※キャンセルの場合は3日前までに必ずご連絡ください。）

③社会教育関係団体へ

- 申請時に免除を受けられる団体は、必ず社会教育関係団体登録証を提示してください。登録証がない場合は、免除を受けられませんのでご注意ください。

5. 「スポーツ等合宿の郷づくり推進条例」について

- 市内の宿泊施設に宿泊し、体育施設を利用した場合、利用する団体が市外者であってもも利用料金の加算割合を適応せず、市内の利用料金で利用できます。詳しくは宿泊先にお問い合わせください。

6. 減免について

減免の理由		減免率	冷暖房
市及び市の部局		免除	免除
実質的に市が主体である場合、又は誘致した場合		免除	免除
市が認めた総合型地域スポーツクラブ		免除	免除
学校	市立	免除	免除
	市内の公立	50%	所定の使用料の40%
社会教育登録団体		50%	所定の使用料の40%
市が認めた社会福祉を目的とする団体		50%	所定の使用料の40%
市が認めた自治会、地域づくり団体等のコミュニティ活動を行う団体		50%	所定の使用料の40%
市内に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者(介助者を含む)		免除	免除
上記以外で市長が減免することを適当と認めた団体		個別に指定	所定の使用料の40%

7. 使用料加算割合について

使用区分		加算割合
市内の者	営利又は営業を目的に利用する場合	200%
	入場料を徴収する場合	100%
市外の者	営利又は営業を目的に利用する場合	300%
	入場料を徴収する場合	200%
	上記以外の場合	100%

8. 利用時間・休館日

利用時間	8:30~22:00
休館日	12月29日~1月3日

(※大会等を開催する場合は応相談)

お問合せ先

妙高市総合体育館

NPO 法人スポーツクラブあらい

NPO 法人スポーツクラブあらいHP

TEL 0255-78-7468

TEL 0255-72-3665

FAX 0255-72-3699

<http://sports-arai.jp/>